

補助金等適正化チェックシート

※継続的に補助金等を交付している団体が複数ある場合は、団体ごとにシートを記入してください。

補助金等の名称	長久手市社会体育団体補助金	担当部課	くらし文化部生涯学習課
---------	---------------	------	-------------

基本情報	支出根拠	補助要綱	有	長久手市社会体育団体補助金交付要綱			
		根拠法令等	有	社会教育法			
	総合計画	基本目標	5 いつでも どこでも 誰とでも 広がる交流の輪-交流			会計区分	一般会計
		政策	5-1 まちの資源を生かした市民同士の交流の促進			予算区分	9-5-1 保健体育費
		施策	5-1-3 スポーツを楽しむ環境の整備			中事業名	社会体育団体補助事業
	補助制度開始年度	昭和45年度	制度終了(予定)年度	令和13年度	細節名称	補助金	
	交付先(団体名)又は対象者	長久手市スポーツ協会			交付年数【※】	通算 21年以上	
	会員数【※】	2,238人		令和5年4月1日現在	会費【※】	協会加盟の各団体により異なる。	
	他団体への交付【※】	可能			制度の周知方法【※】	市のホームページ	
	ガイドラインの適用	適用(予定)	令和4年度				
例外規定		無し					
最新年度の補助内容	補助対象経費	人件費、印刷費、保険掛金、報償費、消耗品費、使用料、飲食費、旅費、参加費、通信運搬費、備品費、手数料、委託費、その他(市長が必要と認めたもの)					
	補助対象事業費の総額	4,800,000円	補助金額	2,400,000円	事業全体の補助率	50%	
	特記事項	交付された補助金額のうち、2,000,000円は、長久手市スポーツ協会を通して加盟18団体へ補助している。なお、加盟団体についても長久手市社会体育団体補助金交付要綱の規定に基づき、補助対象事業費の2分の1以下で交付している。					

補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 本市における社会体育活動の振興及び会員相互の親睦、交流等を図るため。			
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) ・社会体育団体の育成と発展を図り、他団体との融和を深める事業 ・各種大会、講習会等社会体育に関する各種事業の企画及び実施に関する事業 ・指導者の育成及び資質向上を図る事業 ・その他に市長が必要と認める事業			
	事業費補助の実績(団体の主な活動の実績) ※今年度は予定	R2年度実績(2020)	R3年度実績(2021)	R4年度実績(2022)	R5年度予定(2023)
		加盟団体活動補助、救急救命講習会、スポーツ指導者講習会、スポーツ少年団招待大会	加盟団体活動補助、救急救命講習会、スポーツ指導者講習会、スポーツ少年団招待大会	加盟団体活動補助、表彰式及び講演会「アンガーマネジメント」、スポーツ指導者講習会、スポーツ少年団招待大会	加盟団体活動補助、表彰式及び講演会、スポーツ指導者講習会、救急救命講習会、スポーツ指導者講習会、スポーツ少年団招待大会
	補助対象事業費	2,559,536円	2,572,391円	21,766,315円	4,800,000円
	補助金額	2,400,000円	2,400,000円	2,400,000円	予算額 2,400,000円
	財源	国及び県			
		市(一般財源)	2,400,000円	2,400,000円	2,400,000円
		その他			
	補助金等の効果 ※今年度は予定	加盟団体活動、救急救命講習会、スポーツ指導者講習会、スポーツ少年団招待大会を開催し、スポーツの振興及び市民の交流を図ることができた。	加盟団体活動、救急救命講習会、スポーツ指導者講習会、スポーツ少年団招待大会を開催し、スポーツの振興及び市民の交流を図ることができた。	加盟団体活動、表彰式及び講習会を開催し、スポーツの振興及び市民の交流を図ることができた。	加盟団体活動、表彰式及び講演会、スポーツ指導者講習会、救急救命講習会を開催し、スポーツの振興及び市民の交流を図る。
今後の方向性・担当部署の自由意見	スポーツ協会が自立して事業を実施することができるよう、事業費の調達方法等を先進自治体の事例から調査研究し、補助金交付期間終了年度まで相談、協力を行う。				

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。

確認の視点		チェック	左記のチェック内容とした理由	
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○		
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○	各団体活動が市民大会を開催して、市民がスポーツに楽しみ、市民同士の交流・コミュニケーションの機会を創出しているため。	
	市民ニーズは認められるか	○		
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか	○	各団体活動で市民大会を開催するなど、市民がスポーツに楽しみ、市民同士の交流・コミュニケーションの機会を創出しているため。	
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか	○	コロナ禍により一時的に活動が制限されたが、スポーツに楽しむ市民が増えたことで、健康寿命を延ばし、介護予防や医療費抑制につながるため。	
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	○		
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	○		
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	○		
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	
		補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	○	
		経費の使途は明確か	○	
		基準を逸脱して補助していないか	○	
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○	
補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	○			
市の施策的課題の解決につながるものか	○	スポーツを楽しむ環境を提供し、市民同士のつながりや健康寿命の延伸に寄与しているため。		
社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○			
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○		
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	○		
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○		
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）	×	交付要綱を定めており、要綱に沿う必要があるため。	
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	×	交付要綱を定めており、要綱に沿う必要があるため。	
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	○		
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	○		
補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	×	類似する事業として指定管理者のスポーツ教室があるが、令和6年度以降自主事業に移行するため、統合は検討しない。		
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	A	本市における社会体育活動の振興と会員相互の親睦及び交流を図ることを目的として、スポーツに関する事業を行っており、補助金は適切に運用されていると考えるため。		

【※】欄は、団体補助のみ記入してください。